

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書【概要】（案）

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書【概要】(平成31年3月●日)

精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」(以下、本検討会)を平成30年12月より開催し、さらに平成31年1月よりワーキンググループも開催の上、精神保健福祉士の役割や教育内容等(カリキュラム)の見直しなどについて検討した。今般、これまでの議論について中間的な取りまとめを行った。今後、引き続き検討を行う。

取り巻く環境の変化(主なもの)

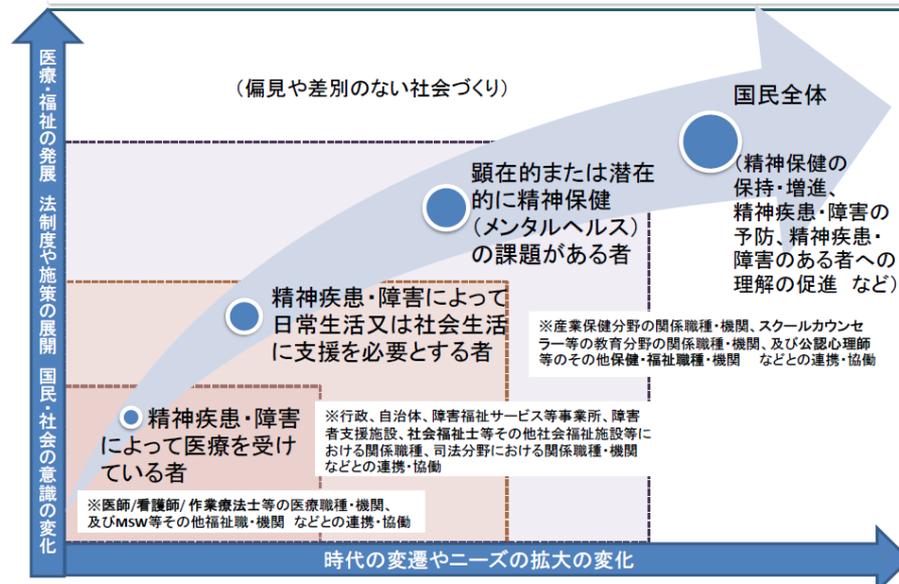
- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行。
- 平成26年、精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、精神障害者が、地域の一人として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す新たな理念の提示。
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進。
- そのほか、人口構造、働き方及び家族構造などの変化、地域のつながりの希薄化、国際化など社会的・地域的な変化、国民の意識の変化、時代やニーズの変化など、個人・家族、組織・集団、地域及び社会といった各レベル(ミクロ～メゾ～マクロ)で精神保健福祉士を取り巻く環境は年々変化し、働きかける対象や課題はより多様化・複雑化。

精神保健福祉士の役割は拡大

今後も一層求められる精神保健福祉士の役割

- (1) 精神医療を受けている精神障害者等への援助
(医療機関内外での相談や支援)
- (2) 精神医療に加えて福祉の支援を受けている精神障害者等への援助
(相談や生活支援)
- (3) 精神医療は受けていないが、メンタルヘルス課題を抱える者への援助
(顕在的ニーズの発見、回復への支援、アウトリーチなど)
- (4) メンタルヘルス課題等へ支援を要する可能性のある者への援助
(潜在的ニーズの発見、介入など)
- (5) (1)～(4)に関する多職種・多機関との連携・協働における調整等の役割
(マネジメント、コーディネート、ネットワーキングなど)
- (6) 国民の意識への働きかけや精神保健の保持・増進に係る役割
(普及、啓発)
- (7) 精神医療や福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割

精神保健福祉士の役割の広がり



精神保健福祉士の養成の在り方等に関する現状の課題

○求められる役割や新たな役割の見える化 ○多職種との連携・協働における役割の明確化 ○カリキュラムの構造や科目の体系 ○用語の統一や定義の明確化 ○多職種との連携・協働を踏まえた教育内容等 ○学習・教授方法及び演習等で学ぶべき内容 ○実習の質の担保 ○実習指導の工夫や充実 ○教員等の要件や在り方 ○実習指導者講習会及び教員養成講習会 ○基礎教育と卒後教育の役割の明確化 ○継続教育の必要性や仕組みづくり ○研修やスーパービジョン等継続教育の内容・方法 など

今後の対応の方向性

<精神保健福祉士の役割に関する対応>

- (1) **精神保健福祉士の役割の周知・普及**: 具体的な役割(業務)を他職種・他分野に対して分かりやすく伝え、専門性を最大限に発揮。
- (2) **多職種との連携・協働における役割の明示**: 専門職として主体性・独自性など専門性を確立・発揮するため、行動特性(コンピテンシー)を明示。

<精神保健福祉士の養成に関する対応>

- (3) **コアコンピテンシーに基づく学問体系の整理とカリキュラムの構造化**: コアコンピテンシーや「養成課程において基軸となる教育目標」を明確にしながらか、多面的な視点による体系化・構造化。プロフェッショナリズム教育を意識し、重ねて繰り返し教えるべき内容等について意義や目的を明確にしながらか整理。単に科目数や履修時間数等を増やすことに拘泥せず、価値や理念、責務、ソーシャルワークの基盤となる視点、機能、理論などが浸透するよう見直し。演習－実習指導－実習での連続性のある教育となるよう、例えばアクティブラーニングなど講義を中心とする科目においても実践能力に繋ぐような教授方法の具体的な検討。CAP制などカリキュラムの制約等の教育全体の制度との整合性に留意。精神保健福祉士と社会福祉士の両方の資格を志す学生が資格取得しやすいよう、共通科目や読替科目の設定等、各専門性を明確にして相互に調整。
- (4) **養成課程における教育内容等の具体的な見直し**: 制度や政策、サービスを中心とした現行の教育内容から、精神障害者の歴史や各法制度等の背景や変遷、理念や概論を中心とした教育内容が基軸となる(一体的に学ぶ)よう見直す。「生命や個人の尊厳」などの人権意識、人間の心(こころ)と身体(からだ)に関する理解、社会の構造・仕組みを読み解き理解する力、クライアントに寄り添う心などに重点を置く。社会学、法学、医学、心理学など基礎的な学問・科目は実践能力や論理的な思考の基盤として必須であるため現行からの見直しが必要。
- (5) **学習方法の在り方の見直し**: 演習や見学実習、アクティブラーニングの充実。実践的な演習を充実させ、多彩な現場を演習で具体的に教えるよう工夫。実習では経験できないが現場ですぐに必要となるコミュニケーション能力や対人スキルなど一般的な技能や相談援助の技術を演習等で工夫。
- (6) **演習・実習及び教員等の在り方の見直し**: 「参加としての学習」である「実習指導」がこれに当たることから、時間の確保と質を高めていくことが重要。実習の時間数や医療機関での実習を必須とする現行の仕組みは原則として現状維持が望ましい。一方、より質の高い実習となるよう適切かつ柔軟な仕組みの在り方を検討。評価に関する記録や内容の標準化など実習の評価方法も見直しの必要性を検討。教員と実習指導者との有機的な連携や実習巡回の質の担保などに向けて実習の実施状況を現状を把握の上で対策を検討。教員が自己研鑽に努めるような仕組みを検討。

<人材育成や資質向上に関する対応>

- (7) **基礎教育と卒後教育の在り方の明確化**: 多職種との連携・協働は場面や状況等によって大きく異なり、全てを養成課程において教育することは困難であり、卒後教育でも整理する必要。就労先に応じた業務に関する具体的内容は卒後教育で研修・研鑽する必要。
- (8) **資質向上の在り方の見直し(継続教育)**: 卒後教育や継続教育といった仕組みづくり、職能団体等による研修やスーパービジョンによって、質の確保についても、より効果的な対策を検討する必要。新人、中堅、指導者、管理者等の各レベルで求められる役割を整理して教育・研修の内容を計画化・構造化。多職種との連携・協働の場面は保健・医療・福祉のみでなく司法、教育、産業・雇用等へ広がっており、各分野の体系的理解や各歴史(文化)や業務については継続的な学びについて不断の検討が必要。